

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 20 日

組合員各位

公立学校共済組合徳島支部

『教職員 福利厚生のおしり』（冊子）の追加訂正について

標記の件につきまして、令和 7 年 10 月 1 4 日付事務連絡で通知した後、精査したところ別の個所でも掲載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】 2 5 ページ 5 行目の本文中

- 誤 例えば、認定対象者自身の年間収入 8 0 万円、年間の生活援助金が 6 0 万円、組合員の送金額年間 8 4 万円、他の扶養者（例えば、組合員の兄弟姉妹など）の送金額年間 3 0 万円の場合、ここでいう「収入額」と被扶養者認定の基準額は違いますのでご注意ください。「年額 1 3 0 万円（又は 1 8 0 万円）以上の所得がある者」には該当しない者
「収入額」= 8 0 万円+ 6 0 万円+ 4 0 万円+ 3 0 万円= 2 1 0 万円

2 1 0 万円 ÷ 3 = 7 0 万円

7 0 万円 < 8 4 万円（= 組合員の送金額）

- 正 例えば、認定対象者自身の年間収入 8 0 万円、年間の生活援助金が 6 0 万円、組合員の送金額年間 8 6 万円、他の扶養者（例えば、組合員の兄弟姉妹など）の送金額年間 3 0 万円の場合、ここでいう「収入額」と被扶養者認定の基準額は違いますのでご注意ください。「年額 1 3 0 万円（又は 1 8 0 万円）以上の所得がある者」には該当しない者
「収入額」= 8 0 万円+ 6 0 万円+ 8 6 万円+ 3 0 万円= 2 5 6 万円

2 5 6 万円 ÷ 3 = 8 5.3 万円

8 5.3 万円 < 8 6 万円（= 組合員の送金額）

【訂正箇所】 3 2 ページ （2）取消要件 ③ 1 3 行目

- 誤 なお、3 か月連続で基準額を超えていなくても 1 2 月累計の金額が 1 8 0 円を超えた時点で認定取り消しになります。（年間の基準は、どの月でみてもということです。）
- 正 なお、3 か月連続で基準額を超えていなくても 1 2 月累計の金額が 1 8 0 万円を超えた時点で認定取り消しになります。（年間の基準は、どの月でみてもということです。）

徳島県教育委員会福利厚生課内
公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL：088-621-3176